

○碧南市土地開発公社定款

[昭和48年3月26日]
[認 可]

改正 平成20年5月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、碧南市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、碧南市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を愛知県碧南市松本町28番地に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、碧南市公報に掲載して行う。

第2章 役員および職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以内

うち理事長 1名

副理事長 1名

常務理事 1名

(2) 監事 2名

(役員職務および権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

- 4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。
- 5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）に定める権限を行使するほか、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

（役員の内命）

第8条 理事および監事は、碧南市長が任命する。

- 2 理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 副理事長および常務理事は、理事長が決定する。

（役員の内期）

第9条 役員の内期は、2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期满了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の内兼任の内禁止）

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

（役員の内辞任および解任）

第11条 役員が辞任しようとするときは、辞任届を碧南市長に提出しなければならない。

- 2 碧南市長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合または役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。

（職員）

第12条 公社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任命する。
- 3 職員は、理事長の命を受け業務に従事する。

（兼職の内禁止）

第13条 常任の役員および職員は、営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営利事業に従事してはならない。ただし、任命権者の許可がある場合には、この限りでない。

第3章 理事会

(設置および構成)

第14条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、または理事の半数以上の者、もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して請求があったときに、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議事)

第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあたる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定または改正もしくは廃止

(3) 毎事業年度の予算、事業計画および資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書

(5) 規程の制定または改正もしくは廃止

(6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号および第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過要領および発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上の者が署名しなければならない。

第4章 業務およびその執行

(業務の範囲)

第19条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理および処分を行うこと。
 - ア 法第4条第1項または第5条第1項に規定する土地
 - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設または公用施設の用に供する土地
 - ウ 公営企業の用に供する土地
 - エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - オ 史跡、名勝または天然記念物の保護または管理のために必要な土地
 - カ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、または軽減するために特に必要な土地
 - (2) 住宅用地の造成事業ならびに港湾整備事業（埋立事業に限る。）ならびに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地および流通業務団地の造成事業を行うこと。
 - (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）または同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設または公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくものおよび当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第20条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方

法書の定めるところによる。

第5章 基本財産の額その他資産および会計

(資産)

第21条 会社の資産は、基本財産および運用財産とする。

2 会社の基本財産の額は、1,000万円とする。

3 基本財産は、安全、かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

4 会社の資産は、法に特別の定めがある場合のほか、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

(事業年度)

第22条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第23条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画および資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、碧南市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 理事長は、第17条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、碧南市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(財務諸表)

第24条 会社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに碧南市長に提出しなければならない。

(利益および損失の処理)

第25条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第26条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他法第28条に規定する主務大臣（以下「主務大臣」という。）
の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第27条 この定款の変更（公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第6条に定める事項に係るものを除く。）は、碧南市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

第7章 解散

(解散)

第28条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、碧南市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会の議決を経て、愛知県知事の認可を得て、碧南市に帰属させる。

第8章 雑則

(規程への委任)

第29条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款および業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この土地開発公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 公社の最初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、昭和50年3月31日までとする。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、公社への組織変更の日の翌日から昭和49年3月31日までとする。

附 則（昭和48年9月28日）

この定款は、昭和48年9月1日より施行する。

附 則（昭和49年2月22日）

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成元年3月20日）

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年5月1日）

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年5月1日）

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。